

2022年6月5日

社会福祉法人 後志報恩会 御中

監査実施概要及び監査結果の説明書

2021年4月1日 ～ 2022年3月31日

板垣洋公認会計士事務所

## (1) 理事者と監査人の責任

### 【理事者の責任】

#### 計算関係書類及び財産目録

1. 理事者は、次に掲げる責任を有する。
  - 一、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示すること。
  - 二、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して財産目録を作成すること。
  - 三、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類及び財産目録を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。
- 四、監査人に以下の提供すること。
  - ア 記録、文書及びその他の事項等、計算関係書類及び財産目録の作成に関連すると理事者が認識している全ての情報を入手する機会
  - イ 監査報告書日までに開催される評議員会及び理事会の議事録並びに重要な稟議書
  - ウ 監査人から要請のある監査のための追加的な情報
  - エ 監査証拠を入手するために必要であると監査人が判断する、理事及び職員への制限のない質問や面談の機会
2. 理事者は、予定されている日程どおりに監査人が監査を完了できるよう、計算関係書類及び財産目録並びに全ての関連する情報を監査人が適時に利用できるようにしなければならない。
3. 理事者は、監査人が効率的かつ適切に監査を実施できるよう監査人に全面的に協力し、関係部署（関係会社等を含む。）に対し周知を図らなければならない。
4. 理事者は、監査報告書日の翌日から監査の対象となった計算関係書類及び財産目録の発行日（本契約においては、理事者が所轄庁に計算関係書類及び財産目録並びに監査報告書を提出する日をいうものとする。）までの間に知るところとなった、計算関係書類及び財産目録に影響を及ぼす可能性のある事実を監査人に通知しなければならない。
5. 理事者は、監査人が監査報告書日に、理事者から理事者確認書を入手することを了解する。理事者確認書には、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準で要求されている確認事項及び他の監査証拠を裏付けるために必要な確認事項並びに理事者が責任を果たした旨を記載するものとする。

### 【監査人の責任】

1. 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行う。
2. 監査の基準で求められるとおり、監査人は、職業倫理に関する規定を遵守し、計算関係書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施する。
3. 監査の基準で求められているとおり、監査人は、職業倫理に関する規定を遵守し、財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して作成されているかどうかについて意見を表明するため、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施する。

## (2) 監査の概要

### ①監査の方法の概要

監査計画の策定において、社会福祉法人とその環境の理解、重要な虚偽表示リスクの評価をし、評価したリスクに対応する監査人の手続きが実施されます。特別な検討を必要とするリスクについても、リスク対応手続きが実施されます。

#### 【監査の状況】

棚卸立会	2022年3月31日
実査	2022年4月7日
項目	現金・預金

#### 【確認の状況】

確認基準日	2022年3月31日
項目	銀行取引 債権債務取引先 弁護士

### ②監査チームの体制

監査責任者	板垣 洋
主査	公認会計士
その他の従事者	公認会計士 名
	その他 6 名

### ③監査時間

監査責任者	57	時間
公認会計士		時間
その他	161	時間
計	218	時間

### ④コミュニケーションの概要

理事者及び監事とは面談及び電話連絡等により、監査計画、内部統制、不正誤謬、監査結果等についてコミュニケーションをとっている。  
また、理事者確認書を文書により入手している。

### (3) 監査の結果

#### ①監査意見

無限定適正意見

#### ②追記情報に関する事項

記載事項なし

#### ③会計方針並びに会計処理に関する事項（監査の過程で識別した虚偽表示）

記載事項なし

#### ④内部統制に関する事項

##### (i) 重要な不備

記載事項なし

##### (ii) その他の改善事項

記載事項なし

#### ⑤重要な不正及び違法行為に関する事項 等

記載事項なし

### (4) 品質管理体制

別紙

### (5) その他の報告事項

記載事項なし

## 別紙

### 監査の品質管理体制

#### (品質管理に関する責任)

当事務所の事務所長は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っております。

事務所長は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当事務所の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること及び状況に応じた適切な監査報告書を発行することとしております。

#### (職業倫理)

当事務所は、職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則（以下「倫理規則」という。）第2条に基づき、職業倫理を遵守する方針を周知しております。

監査責任者は、職業倫理を遵守するとともに、監査業務の全ての局面において、監査チームのメンバーが職業倫理を遵守していることを確認しております。

#### (独立性)

当事務所は、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守するために、独立性に及ぼす影響の評価を当事務所全体として行えるようにしており、独立性の保持に関する情報を蓄積し、また専門要員にこれらの情報をすみやかに伝達しております。

#### (契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続)

当事務所は、関与先との契約の新規の締結又は更新に関して、当事務所が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること、職業倫理に関する規定を遵守できること、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないことを確認しております。

監査契約の新規の契約及び更新の判断においては、不正リスクを考慮して監査契約の新規締結及び更新に伴うリスクを検討して契約しております。

#### (専門要員の適性及び能力)

当事務所は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識し、専門要員の適性及び能力を高めるため、職業的専門家としての研修、継続的な能力開発、より経験を積んだ専門職員による指導など専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発

するために、継続的な研修を受けることの必要性を強調し必要な研修の機会を提供しております。

(専門的な見解の問合せ)

当事務所は、専門的な見解の問合せに関して、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施されるように留意しております。

(監査上の判断の相違)

監査チームは、監査チーム内での監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに監査責任者に報告することとし、監査責任者は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取ることとしております。

(審査に関する方針及び手続)

当事務所は、監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行います。監査計画の審査とは、監査チームが監査意見表明に至る過程において監査計画の策定及びその修正に関して行うものであり、監査意見の審査とは、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するため行うものであります。

審査は、通常、重要な事項についての監査責任者との討議、財務諸表や監査報告書案の検討及び監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書の検討により行われます。。

(品質管理のシステムの監視に関するプロセス)

当事務所は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムに関する日常的監視と一定期間ごとに一つの完了した監査業務の定期的な検証を行います。

品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置をとるために監査責任者は、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施することとしております。

(不服と疑義の申立てに関する方針及び手続)

当事務所は、当事務所内外からもたらされる情報に適切に対処することを確保するために、不服と疑義の申立てに関して専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるようにしております。

(監査事務所間の引継に関する方針及び手続)

当事務所は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所と

なる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われるよう、監査人の交代に関する監査業務の引継に応じております。

(共同監査に関する方針及び手続)

当事務所は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを確かめることとしております。